

教育・文化・スポーツ

40

文化・スポーツ競技大会派遣費補助

文化・スポーツ競技大会の全道・全国大会に出場する選手の参加経費の一部を助成します。

対象者

- 津別町の在住者および津別高等学校在学者

助成内容

大会に要する経費のうち交通費、宿泊費、参加負担金の合計額を基礎に、小・中・高校生は2分の1以内、成人(高校生は除く)は3分の1以内

申請

年間通して行っています。

申請に必要な物

- 津別町文化・スポーツ競技大会派遣費補助金交付申請書
- 収支予算書
- 大会要項
- 予選大会の結果 等

問い合わせ先

生涯学習課 社会教育係 電話 76-2713
(中央公民館内)

41

奨学金返還支援事業



津別町内に新規に就職し、居住する方が奨学金を返還することに対し、助成します。

対象者

次の条件をすべて満たす方

- ①奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校（第4学年および第5学年）に進学した方
- ②津別町に新規就労するために津別町へ転入した方または既に居住していて新規就労する方
- ③津別町内の事業所を有する事業主に、令和5年4月1日以降に新たに正規雇用され、申請年度末まで継続して雇用される見込みのある方(自営の場合も含みます)
- ④月賦、半年賦、年賦等で奨学金の返還を行っている方または申請年度内に返還を開始する方
- ⑤奨学金の返還に滞納がない方
- ⑥町税等に滞納がない方

助成内容

申請年度内に返還した奨学金の額（上限12万円）

申請に必要な物

- 助成金交付申請書
- 奨学金の借入残額を証するもの
- 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証明するもの
- 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
- 勤務先および就職年月日を証するもの（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）

届け出期間

随時受付

問い合わせ先

住民企画課 企画係 電話 77-8374
1階14番窓口



教育の機会均等と教育の振興を図るために、無利子の奨学金を貸与します。

対象者

津別町に住所を有し、次に該当される方

- ▶ 高等学校（定時制含む）以上の学校に就学する方または在学する方
- ▶ 身体健康、学業優秀、性行善良である方
- ▶ 学資の支弁が困難な方

支援内容

- 高等学校に就学する方または在学する方
月 10,000 円
- 専修学校（専門課程）、高等専門学校（第 4 学年および第 5 学年）または大学以上の学校に就学または在学する方
月 25,000 円

申請に必要な物

- 所定の申請書（保証人 2 人の連署した申請書）
- 履歴書 ● 身分証明書
- 所要学資調書 ● 学校長の推せん書
- 生徒学生健康診断書の写し
- 過去 3 か年間の学業成績証明書および指導要録写し
- 家庭の状況調査書 ● 同意書（世帯収入調査）

その他

- 奨学生が目的の学校を卒業したときは、貸与された奨学金を 10 年以内の期間で翌年度から返還することになります。

問い合わせ先

生涯学習課 学校教育係 電話 77-6002
（中央公民館内）



町の産業、福祉、スポーツ等各分野において、まちづくりのリーダー育成および団体の自主的なまちづくり活動を支援します。

対象者

人づくり活動支援事業

- ▶ 町民が、国内外の各種研究機関や関連団体等に研修する事業

まちづくり活動支援事業

- ▶ 団体が行う新規または既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動
- ※ 団体とは、活動拠点が町内にあり、構成員 5 人以上でうち半数以上および代表者が町民であるもの

申請

広報つべつ、町ホームページにて随時周知します。

支援内容

人づくり活動支援事業

- ▶ 補助対象経費の 1 / 2 以内（限度額：国内 8 万円、国外 20 万円）

まちづくり活動支援事業

- ▶ 補助対象経費の総額以内（上限 100 万円、下限 5 万円）

問い合わせ先

住民企画課 企画係 電話 77-8374
1 階 14 番窓口



経済的理由等により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。

対象者

津別町に住所を有し、次に該当される方

- ▶ 保護を必要とする状態にある方
- ▶ 町民税が非課税の方
- ▶ 町民税の減免を受けている方
- ▶ 個人の事業税の減免を受けている方
- ▶ 固定資産税の減免を受けている方
- ▶ 国民年金保険料の減免を受けている方
- ▶ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている方
- ▶ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ▶ 生活福祉資金貸付を受けている方
- ▶ 上記以外で、同一世帯における収入合計額が、生活保護法による保護基準により認定した額の1.3倍以内で規定にあてはまる方

申請に必要な物

- 就学援助費扶助認定申請書兼世帯票
 - 印鑑
- ※学校から案内をします。

その他

教育委員会は、申請のあった援助申請者について、認定・廃止・却下を決定します。

問い合わせ先

生涯学習課 学校教育係 電話 77-6002
(中央公民館内)

助成または支援内容

費目		基準額
●学用品費 ●通学用品費 ●校外活動費（宿泊を伴わないもの） ●体育実技道具 ●新入学児童生徒学用品費 （小学1年生、中学1年生）		毎年度文部科学大臣が交付要綱に定める予算単価の範囲内の額（小学校入学前の支給および小学6年生に支給する新入学児童生徒学用品費等については、次年度の案として通知された予算単価の範囲内の額） 新入学児童生徒学用品費については、小学校入学前および中学校入学前に支給を受けることができます。
●校外活動費（宿泊を伴うもの） ●修学旅行費		学校徴収金の範囲内の額
●クラブ活動費		毎年度文部科学大臣が交付要綱に定める予算単価の範囲内の額
●生徒会費 ●PTA会費		毎年度文部科学大臣が交付要綱に定める予算単価の範囲内の額を上限とし、学校徴収金の範囲内の額
●通学費（統合地区、その他）		津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱の定めによる。
●医療費	（治療費）	医療機関等に対する窓口本人負担額
	（通院費）	通院に要する費用負担額で、予算の範囲内の額
●学校給食費		教育委員会の定めによる給食費単価に食数を乗じた範囲内の額
●卒業アルバム代等		学校徴収金の範囲内の額